

令和6年度千葉市特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託に係る質問及び回答

No.	項目	質問	回答
1	仕様書「4 業務内容」	保健指導データ授受のスケジュールや授受回数等、保健指導自体のスケジュールの想定は。	以下を想定しておりますが、変更となる可能性があります。 ・本市からのデータ提供は7月から12月まで月1回 ・保健指導は令和6年度内に評価まで終了  (データ提供を1月以降にも実施し保健指導が令和6年度内に終了しない場合は、令和7年度に別途契約締結（随意契約）のうえ支援を継続していただく可能性があります)
2	仕様書「4 業務内容」	保健指導データの授受方法は。	CD-R等の媒体に保存したうえで追跡可能な配送サービスにより本市に送付することを原則としますが、情報セキュリティが確保されたストレージサービスやファイル転送サービス等の利用も可とします。
3	仕様書「4 業務内容」	千葉市から提供する保健指導データの内容は。	対象者の受診券整理番号、利用券番号、被保険者記号・番号、氏名、生年月日、性別、年齢、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、階層化判定、特定健診結果等です。 なお、対象者により一部項目が空白の場合があります。
4	仕様書「4 業務内容 (3) 特定保健指導実施に向けての準備 イ 特定保健指導プログラムの作成」	アウトカム評価は必須か。	必須ではありません。
5	仕様書「4 業務内容 (4) 特定保健指導の実施にあたっての留意点」	「受託者は、千葉市から対象者に関する情報（特定健診結果データを含む）の連絡を受けて、対象者を把握する。受託者は対象者自らが、ICT機器を用いて初回面談の申込ができる環境（WEB予約システム等）を整えること。」とあるが、対象者は貴市へ特定保健指導の申し込みを行ったあと、受託者の用意したWeb予約システムで再度申し込みをする流れで、対象者は、2度申し込みをすることになるのか。	当該記述は初回面談の申込に関するものであり、対象者が本市に対して行うICT機器活用型の特定保健指導を実施すること自体の申込とは内容が異なります。
6	仕様書「4 業務内容 (1) 概要」	「対象者は支援終了後にウェアラブル端末を所有して引き続き健康づくりの継続に役立てることができるようにする。」とあるが、希望者に対して、翌年の特定健診受診までフォローする提案をしても問題ないか。	本契約の期間は令和6年度末までであり、その後に受託者が対象者に対して提供するサービスについて本市から委託料の支払い等はできませんが、対象者の承諾を得たうえで受託者と対象者との二者の関係において記載のようなサポートをしていただくことは差し支えありません。